模擬裁判

~モダンアート「煌」事件~

判決文

知的財産法藤田ゼミナール第8期生

令和4年11月4日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 桜井 雄大 令和4年(ネ)第2856号 著作権侵害差止等請求事件 口頭弁論終結日 令和4年9月10日

判

原	告	伊	藤		純
同訴訟代理	里人弁護士	三	船	漱っ	大 郎
同		池	田	翔	梧
同		林		拓	実
被	告	剛	田	ひで	とし
同訴訟代理	里人弁護士	西	橋	風	汰
同		新	妻	天	輔
同		秋	元	駿	平
同		古	宮	康	平
同		金	子	修	造

主 文

- 1. 被告は、別紙「被告ツイッター画像目録」記載の画像を公衆送信してはならない。
- 2. 被告は, 前項記載の画像データを記録した記録媒体から, 当該データを削除せよ。
- 3. 被告は、原告に対し、金55万円及び令和4年1月15日から支払済みまで年3 分の割合による金員を支払え。
- 4. 原告のその余の請求を棄却する。
- 5. 訴訟費用はこれを4分し、その3を原告の負担とし、その1を被告の負担とする。
- 6. この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、別紙被告作品目録記載の美術作品を制作してはならない。
- 2 被告は、前項記載の美術品を廃棄せよ。
- 3 被告は、別紙「被告ツイッター画像目録」記載の画像を公衆送信してはならない。
- 4 被告は、前項記載の画像データを記録した記録媒体から、当該データを削除せよ。
- 5 被告は、原告に対し、金330万円及び令和4年1月15日から支払済みまで年 3分の割合による金員を支払え。
- 6 訴訟費用は被告の負担とする。
- 7 第1項及び第3項につき、仮執行宣言。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告が、被告らが制作して展示した判決別紙被告作品目録記載の美術作品(以下「被告作品」という。)は、原告の著作物である同別紙原告作品目録記載の美術作品(以下「原告作品」という。)を複製したものであり、被告らは原告

の著作権(複製権)及び著作者人格権(同一性保持権及び氏名表示権)を侵害したとして、[1]被告らに対し、著作権法112条1項に基づき、被告作品の制作の差止めを求め、[2]被告らに対し、同項2条に基づき、被告作品を構成するトルソー及び造花の廃棄を求め、[3]被告が、原告に無断で、本件訴訟の第1回口頭弁論期日の前に、原告の作成した本件訴訟の警告書(甲第2号証)(以下「本件警告書」という。)を自らのツイッター(インターネットを利用してツイートと呼ばれるメッセージ等を投稿することができる情報ネットワーク)のウェブサイトにされた投稿により、本件警告書に係る原告の著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(公表権)を侵害するものであるとして、被告らに対し、不法行為に基づき、損害賠償金300万円及びこれに対する被告作品の制作、展示日である令和4年1月15日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めて訴えを提起した事案である。

2 前提事実(当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨に より容易に認定できる事実)

(1) 当事者

ア 原告は、日本大学芸術学部美術学科卒業後、令和1年に英国・ロイヤル・カレッジ・オブ・アートを修了し、帰国後芸術活動をしている現代美術家である。 (甲第1号証)

イ 被告は、東京藝術大学美術研究科修士課程修了を修了し、数多くの個展を開き、美術展に出品するなどして活動している芸術家である。(乙第1号証)

(2) 原告作品の概略

原告作品は、原告が制作したものである。

原告作品は、服飾製作用の女性型トルソーを利用して制作されたものであり、 全面に肌色の布地を、内部に赤く塗装したアルミホイルを貼り付け、トルソーの 左胸下を一部くり抜いている。トルソー, その内部に取り付けたライト, トルソーの断面に針金を使用したオブジェから成る。

(3) 被告作品の概略

被告らは、東京都現代美術館において、被告作品を展示していた。(展示の時期 と場所は、後記のとおりである。)

被告作品は、服飾製作用の女性型トルソーを利用して制作されたものであり、 全面に肌色の布地を、内部に赤く塗装したアルミホイルを貼り付け、トルソーの 左胸下を一部くり抜いている。トルソー、その内部に取り付けたライト、トルソ ーの断面に加工花を使用したオブジェから成る。

(4) 本件警告書の著作者及び著作物性

本件警告書は、原告が作成した著作物であり、原告が著作権を有している。

(5) 本件警告書の複製・公表

被告は、令和3年12月7日、原告に無断で、自らのツイッターにおいて、コメントともに本件警告書の画像を添付した投稿をツイート(以下「本件ツイート」という)し、その内容を公表した。(甲第5号証)

3 争点

- (1) 原告作品の著作物性の有無(争点1)
- (2) 著作権(複製権又は翻案権)の侵害の有無(争点2)
- (3) 著作者人格権(氏名表示権及び同一性保持権)の侵害の有無(争点3)
- (4)無断転載のツイート行為に係る著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(公表権)侵害の成否(争点4)
- (5) 時事報道の(被告の) 抗弁(争点5)

4 争点についての当事者の主張

(1) 争点1 (原告作品の著作物性の有無)

【原告の主張】

ア 原告作品は、現代美術家である原告によるモダンアートであり、鑑賞目的の 純粋美術に属するものである。

生命倫理というテーマを貫きつつも、人を引きつける要素も含められ、その表現に相当の工夫が施されたものであり、現代美術作家である原告の個性が発揮されているものと認められる。原告の思想又は感情が創作的に表現されたものであり、著作物性が認められることに疑いの余地はない。

- イ 原告作品の美術作品としての特徴は次のようなものである。
- (ア)レディ・メイド(本来既製品の意味であるが、マルセル・デュシャンが、大量生産された既製品から機能性を剥奪し、「オブジェ」とした自らの作品群を指すために用いた語)の要素を含むものであり、トルソーとしての「既製品」の機能性・実用性は喪失し、新たな意味と価値が与えられている。
- (イ)命の力強さをコンセプトとし、「生命の歪さや儚さを表現し、それを鑑賞者に訴える」という思いが込められており、生命倫理がテーマの現代美術である。
- (ウ)原告作品は、服飾製作用の女性型トルソーの造形を人間の肉体に見立て、衣装の展示などにおいてアパレル業で使用されている既成のトルソーを主な素材としているが、素材の選定、構成、文脈及び位置付け(関係性)が作品の重要な表現の要素となっている。そこには新たな意味と価値が生まれており、間違いなく法律で保護される「美術作品」になっている。

【被告の主張】

ア 原告作品の本体は市販のトルソーを素材としている。トルソーの形状は限定されており、誰が表現しても同様の表現にならざるを得ない以上、この発想はアイデアに過ぎず、著作権法の保護対象とはならない。

アートだと仮定しても,「命」を表現するために「洋服掛け」の機能を果たすために に人体の形をしているトルソーを使うのは,他の現代アート作品にも多数行われて おり、諸外国の作品を見ても複数ある(乙第2号証)。既存のトルソーを主な素材に している以上、原告の個性を反映したものとはいえない。

イ 原告作品を構成するトルソーも、針金も、ライトも、大量生産されている。原 告作品は、誰でもどこでも制作が可能であり、あるいは同時に多数のものが異なる 場所に存在することが可能である。また、針金を丸めてトルソーに巻き付けてあし らっている点や、煌めく「命」をライトで表現する点は、一般的によく使われるモ チーフであって、原告人の個性を特段反映したものとはいえない。したがって、原 告作品はありふれた既製素材の組み合わせで、その本質はトルソーの本来の機能、 役割である「洋服掛け」そのものから抜け出しておらず、その実質において純粋美 術ではなく応用美術というべきであり、純粋美術であったとしても応用美術に近似 する。原告作品の著作物性の判断はこの観点からされるべきである。

(2) 争点2 (著作権(複製権又は翻案権)の侵害の有無)

【原告の主張】

ア 原告作品と被告作品の共通性

(ア)表現の共通性

a 共通性

原告作品と被告作品は、第1に、外観上ほぼ同一形状のトルソーを用いている点、第2に、トルソーの表面及び内部を一部くり抜いている箇所が一致している点、第3に、くり抜いた箇所に電球を組み込んで発光させている点、第4に、トルソー内部にアルミホイルを貼り、赤色に塗装している点で一致している。

b 共通点と「表現」

原告作品においては、「生命の歪さや儚さを表現し、それを鑑賞者に訴える」という思いが込められており、生命倫理というテーマが、素材の選択、構成及び文脈、位置付け(関係性)により具現化されている。前記 a の共通点はいずれも「表現」であり、アイデアに過ぎないと評価することはできない。

c 共通点と「創作性」

原告作品の前記 a の表現のいずれについても、原告の個性すなわち創作性が発揮されている。

(イ) 相違点の非本質性

a 相違点

原告作品と被告作品の各構成物のディティールには次のような相違が存在する。 第1に、本体のトルソーの支柱の色が原告作品は白色であるのに対して、被告作品 は黒色と異なっている。第2に、トルソー内部に組み込まれたランプの色が原告作 品の紫色に対し、被告作品は橙色である点において異なっている。第3に、トルソ ーに組み合わせる素材が原告作品の針金に対し、被告作品は花や植物を用いている 点で異なっている。

b 相違の評価

トルソーについては、支柱の色を除き、外観上の違いはほとんどない。ライトの 色や形状、トルソーに組み合わせる素材それ自体は、著作権法上の保護とは無関係 である。

トルソーの色とライトの色、組み合わせる素材が異なることは、被告作品は原告 作品を改悪したものといわざるを得ないが、本質的な差異を感じさせるものではな く、限られた範囲における些細な相違といえる。

(ウ) まとめ

原告作品と被告作品は、創作的表現である素材の選択、構成及び位置づけのほとんどが共通しており、作品鑑賞者に強いイメージを与えるのはこの点である。個々の構成物のディティールにおいて相違点が存在し、表現のクオリティ(審美性の程度)には影響を与えるものの、両作品の表現の本質に影響を与えるものではない。原告作品と被告作品には本質的な特徴の同一性が認められ、被告作品からは原告作

品の本質的特徴を感得することができる。したがって、被告作品は原告作品を複製 したものである。

仮に、被告作品におけるトルソーや、ランプの色、組み合わせられる素材に創作性が認められるとしても、被告作品は原告作品と表現上の本質的特徴の同一性があり、原告作品の本質的な特徴を直接感得することのできるものであるから、被告作品は原告作品を翻案したものである。

イ依拠

(ア) 直接依拠

被告は、令和3年1月15日から同年2月5日まで、東京都近代美術館「剛田ひでとし展『命の灯火』」(以下、「本件美術展」という。)を開催、被告作品を展示した。原告は、被告作品が表紙に採用された告知ポスターにより、被告作品が本件美術館で展示されることを事前に知った。そこで被告に対し、原告作品の無断盗用であること、ただちに被告に被告作品の展示を中止するよう申し入れをした文書を送付し、被告はその時点で原告作品を十分に認識していた。その上で、被告は、作品の展示を中止するどころか、被告のツイッター上にコメントともに警告書を無断転載した。原告の再三の抗議後に改めて、被告作品を制作及び展示しているのであるから、原告作品の利用意思が存在し、依拠性が認められる。

(イ) 間接依拠

原告は、令和2年12月に出版された「週刊古潮」12月20日特集号「日本の現代アート界を担う若手アーティスト30人」(甲第5号証。以下、「本件雑誌」という。)に選出され、原告作品の写真とともに紙面に紹介、掲載された。本件雑誌は、文芸、美術関連の記事が多く掲載されており、被告側証人が、本件雑誌に若手アーティストたちへの評価や激励のメッセージを寄せ、インタビュー記事として掲載されている。本件雑誌は、文芸、美術関連の記事が多く掲載されており、美術界にお

いて主要な雑誌である。よって、被告は、本件雑誌を目にしていると推定することができ、本件雑誌に接することで原告作品を認識したというべきである。

ウ 著作権侵害行為

被告は、被告作品を制作して令和4年1月15日から同年2月5日まで本件美術 展に展示することにより、原告作品についての原告の著作権(複製権又は翻案権) を侵害した。

【被告の主張】

原告作品は著作物ではないから、被告作品が原告の著作権を侵害することはないが、仮に著作物であるとしても、次のとおり、被告による著作権の侵害はない。

ア 共通性について

原告作品と被告作品の共通点として原告が列挙している事由は、いずれも「トルソーを人間の肉体に見立て生命を表現する」というアイデアに至った時点で必然的ないし自然かつ合理的に導き出される要素である。したがって、原告が「共通点」とする部分は、何ら原告の個性が現れたものではなく、創作性が肯定されるべきものではない。

イ 依拠について

原告は、原告作品はこれまで多数回にわたり展示されてきたと主張するが、展示されたのはいずれも大阪や奈良といった地方イベントに限られている。各種メディアに掲載されてきたとも主張するが、これも地域紙が主である。また、掲載時期も今から2、3年前のことである。当時被告は、個展に向けた作品制作のために長期的にアトリエにこもっており、地方の小さなイベントを訪れることや、当時、無名の若手新人の作品を認識し得たとはいえない。

(3) 争点3 (著作者人格権(氏名表示権及び同一性保持権)の侵害の有無) 【原告の主張】

ア 氏名表示権の侵害

被告は、令和4年1月15日から同年2月5日まで、原告の氏名を表示することなく、原告作品の複製物又は翻案物である被告作品を本件美術展に、「Life is the BLOOM」と名付けて展示し、原告の氏名表示権を侵害した。

イ 同一性保持権の侵害

被告作品は、トルソー支柱部分の色、ランプの色、組み合わせる素材が原告作品と異なっており、これは原告作品の著作者である原告の意に反する原告作品の改変である。被告は令和3年10月22日に被告作品を制作し、原告の同一性保持権を侵害した。

【被告の主張】

原告作品は著作物ではないから、被告作品が原告の著作者人格権を侵害することはないが、仮に著作物であるとしても、原告による著作者人格権の侵害を争う。

(4)争点4 (無断転載に係る著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(公表権) 侵害の成否

【原告の主張】

被告は、原告の承諾を得ずに、本件ツイートに本件警告書の写真を添付し、公 衆がアクセスし得る状態にしたことにより、本件警告書に係る原告の著作権(公 衆送信権)及び著作者人格権(公表権)を侵害した。

【被告の主張】

被告が原告の同意を得ずに本件警告書を公表したことは認めるが、訴訟には裁判の公開の原則(憲法82条)が適用され、また民事訴訟においては原則として何人も訴訟記録を閲覧することができるとされている(民訴法91条1項)から、民事訴訟に関する情報を非公表とすることに対する原告の期待を保護する必要性は一般的に低い。訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営む

のに著しい支障を生ずるおそれがある場合には、当該部分の閲覧等制限の申立て をすれば足りる(同法92条1項)。

(5) 争点5 (時事報道の(被告の) 抗弁)

【被告の主張】

(1) 時事の事件を報道する場合,当該事件を構成し,又は当該事件の過程において見られ,若しくは聞かれる著作物は,報道の目的上正当な範囲内において,複製し,及び当該事件の報道に伴って利用することができるとされている(著作権法41条)ところ,以下のとおり,本件警告書の公表は,上記要件に該当する。ア 「時事の事件」とは,社会で生起したあらゆる事象と解されるところ,本件

ア 「時事の事件」とは、社会で生起したあらゆる事象と解されるところ、本件 訴訟の提起ともいう事象もまさに社会で生起したものであり、被告が本件警告書 の送達を受けて間もない時期に公表したものである以上、「時事の事件」に当たる。

また、著作権法41条の「報道」の主体について条文上の制限はなく、現代においては誰もがインターネットを介して報道することが可能になっている以上、私人であろうと「報道」の主体になることができる。仮に、「報道」の主体が、それなりの強い影響力、発信力を持つ私人に限られるとしても、被告は、アーティスト等として活動し、多数の美術展に出品するとともに、インターネット上の多数の媒体で国内外問わず継続的に情報発信を行っている発信力の大きい人物であり、連絡先も明らかにしているから、「報道」の主体になるというべきである。

したがって、本件警告書を公表することは、「時事の事件を報道する場合」に該 当する。

イ 本件警告書の公表は、本件訴訟の提起という時事の事件を明らかにするとと もに、本件訴訟の提起に至るまでの経緯を説明して、自らの見解を述べるために 行われたものであるところ、法律専門家でない被告が、いたずらに本件訴訟の原 告の主張を要約するのではその主張を正しく伝えることは難しいことから、本件 警告書をそのまま公表することは事件の正確な報道のために必要不可欠である。 また、原告は、事実無根の被告に対し、裁判を仄めかしたり脅迫めいたりするなど、悪質な文書をはじめとし電話や FAX を複数回にわたって送付した。これは、社会的に影響力をもつ被告を引きずり下ろそうとした悪意に満ちた行為であり、非常識で迷惑極まりない文書をツイッターに公開することで、自分の立場や事実関係を世間に知らしめようとした被告の行為は、正当な事実報道にあたる。

(2)以上によれば、本件警告書の公表については、著作権法41条が適用される。

【原告の主張】

本件警告書の公表は、私的な紛争に関し、自らのツイッターで一方的におこなわれたものであって、公共性や公共目的は担保されておらず、時事の事件の報道のための利用に当たらない。このような単に私人の訴訟について当該私人が自ら使用するツイッター等で公表するものについて、著作権法41条が適用されるのであれば、およそ世の中にある訴訟に関する著作物は利用可能となってしまう。

また、被告のように著名な公式アカウントにおいて、非常に強い拡散力をもって ネット上に公表することは、原告の著作権侵害を引き起こす悪意ある行為といえる。 したがって、本件警告書の公表に同条が適用されることはない。

第3 当裁判所の判断

(1) 争点1 (原告の著作物性の有無)

(1) 著作物の要件について

原告は、原告作品が著作権法10条1項4号にいう「美術の著作物」に該当する と主張する。

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術 又は音楽の範囲に属するもの」をいうから(同法2条1項1号)、ある表現物が著作 物として同法上の保護を受けるためには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」 でなければならない。第1に、思想又は感情自体ではなく「表現したもの」でなけ ればならないということであり、第2に、「創作的に表現したもの」でなければなら ないということである。そして、創作性があるといえるためには、当該表現に高い 独創性があることまでは必要ないものの、創作者の何らかの個性が発揮されたもの であることを要する。表現がありふれたものである場合、当該表現は、創作者の個 性が発揮されたものとはいえず、「創作的」な表現ということはできない。また、あ る思想ないしアイデアの表現方法がただ1つしか存在しない場合、あるいは、1つ でなくとも相当程度に限定されている場合には、その思想ないしアイデアに基づく 表現は、誰が表現しても同じか類似したものにならざるを得ないから、当該表現に は創作性を認め難い。

原告作品は、その外見が一般的にアパレル業界で使用されるトルソーに酷似した ものであり、その点だけに着目すれば、ありふれた表現である。そこで、左胸下部 に穴を開け、ライトを付けるなどしたことにより、原告作品に創作性が認められる かが問題となる。

(2) 原告作品の著作物性について

原告作品のうち既製品のトルソーと異なる外観に着目すると、次のとおりである。 第1に、トルソーの全面が肌色の布地によって覆われている。

第2に、トルソーの内部に赤く塗装されたアルミホイルが張られている。

第3に、トルソーの左胸下部に約17センチの穴がくりぬかれている。

第4に、その穴の中に紫色のライトを取り付け点灯させている。

第5に、トルソーの断面に針金を使用したオブジェが装飾されている。

そこで検討すると、第1の点は、トルソーを人間の肉体に見立てる目的で人体の 肌色を表すのに広い選択の幅があるとはいえないから、トルソーに肌色の布地を張 り付けるという表現だけを見れば、そこに創作性があるとはいい難い。

第 2 の点は、トルソー内部に取り付けられているライトを効果的に見せるため、 さらに、肉体内部を表すというアイデアをアルミホイルを赤く塗るという方法を用 いて表現したものである。ライトを効果的に見せるためにアルミホイルを内部に用 いることは容易に考えることができる。また、肉体内部を表現するのに、内部を赤く塗るという表現方法はありふれているということができる。また、ライトの色と相まって目立つ部分ではなく、鑑賞者にとっても注意をひかれる部位とは言い難い。以上のことから、この点においての原告作品の著作物性は認められない。

第3の点は、「生命」というテーマを表現するにおいて、心臓がある左胸下部をくり抜くという表現方法はありふれているということができるため、原告作品の創作性が現れているとはいえない。

第4の点は、「命の煌めきというものを考えたとき、寒色と暖色のイメージが湧き、それらが合わさった色を表したい」という原告のアイデアを、紫色のライトを用いて表現したものである。単に左胸下部のくり抜かれた部分に寒色と暖色の2つのライトを用いるのではなく、命の煌めきという原告作品のテーマと合わせて人間の肉体内部の複雑性を表現するために寒色と暖色が合わさった紫色を選択したところに、原告の個性が発揮されているというべきである。

第5の点は、身体等を傷つけることや威嚇する様を表現する方法に広い選択の幅 があるため、針金を用いることは原告の個性が発揮されているとは言える。

したがって、第4、5の点から原告作品の著作物性が認められる。

(2) 争点2(著作権(複製権又は翻案権)の侵害の有無)

(1) 同一性又は類似性について

ア 共通点

原告作品と被告作品の共通点は次のとおり(以下「共通点①」などという。)である。

- 「1]トルソーの全面が肌色の布地で覆われている。
- 「2 トルソーの内部に赤色に塗装されたアルミホイルが貼られている。
- 「3]トルソーの左胸下部に約17センチの穴がくり抜かれている。
- 「4〕その穴の中にライトを取り付け点灯させている。

「5]トルソーの断面にオブジェが装飾されている。

イ 相違点

- [1] 穴に取り付けられたライトの色は、原告作品は紫色であるが、被告作品は橙色である。
- [2] トルソーの断面を装飾するために用いられた素材は、原告作品が針金であるが、被告作品は植物(加工花)である。

ウ検討

原告は、複製権又は翻案権の侵害を主張している。

著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを有形的に再製すること(著作権法2条1項15号)をいい、著作物の翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう(最高裁昭和53年9月7日第一小法廷判決・民集32巻6号1145頁、最高裁平成13年6月28日第一小法廷判決・民集55巻4号837頁参照)。

依拠については後記(2)において検討することとし、ここではそれ以外の要件 について検討する。

共通点は全て、原告作品のうち表現上の創作性のない部分に関係する。一方、相 違点はどちらも、原告作品のうち表現上の創作性のある部分と重なる。

原告作品も被告作品も、共通点(共通点①、②、③、④)の全ては、人間の身体と生命を表すものとしてはありふれた表現である。しかし、相違点はいずれも創作性がある表現であり、それ自体に著作物性があるとは認められる(相違点①、②)。

共通する全ての部分に基づく表現上の本質的な特徴の同一性を維持しているが、 共通点自体に創作性が認められないため、有形的に再製しているとは言えない。ラ イトの色、オブジェのモチーフ(相違点①、②)の選択に創作性を認めることができ、被告作品が、原告作品と別の著作物ということができる。しかし、被告作品は、上記相違点①から②について変更を加えながらも、後記(2)のとおり原告作品に依拠しておらず、原告作品における表現上の本質的な特徴を直接感得することができないから、原告作品を翻案したとは認められない。

(2) 依拠について

原告は、令和3年11月に、被告が開催する本件美術展の告知ポスターにより、被告作品が展示されることを知り、被告に対し、令和3年12月2日に本件警告書を送付した。それにより、令和3年12月6日に被告を含めた話し合いが行われ、同年12月7日に本件警告書が本件ツイートに無断転載、公開されたと供述する。このことから、被告は遅くとも令和3年12月6日には、原告の抗議を認識したと認められる。しかし、被告が、原告の抗議を把握したうえで制作及び展示を継続したのは、原告作品を模倣していないとの認識があったからであり、被告が被告作品を制作した時期と原告作品に接した前後関係が明確ではない。そのため、被告作品が制作及び展示するにあたって、原告作品を依拠したと断定することはできない。

原告は、令和2年12月に出版された本件雑誌に原告作品が紙面に紹介、掲載され、さらに本件雑誌に被告側証人のインタビュー記事が掲載されていることなどから、被告は、本件雑誌に接することで原告作品を認識したというべきであると供述する。しかし、インタビュー記事に応じたのは被告側証人であり被告ではない。また、本件雑誌が美術界において著名な雑誌であっても、被告が原告作品の掲載された紙面を認識したと言い切るには足りない。

以上の事情を総合すると、被告が被告の作品を制作するに当たり原告作品に依拠 したと認めることはできない。

(3) 争点3 (著作者人格権(氏名表示権及び同一性保持権)の侵害の有無)

(1) 氏名表示権侵害について

被告らによる、複製権侵害及び翻案権侵害は認められないため、令和4年1月15日から同年2月5日まで、原告の氏名を表示することなく、原告作品の複製物である被告作品を本件美術展に展示したことは、原告の氏名表示権を侵害したと認められない。

(2) 同一性保持権侵害について

前記(2)で判示したところによれば、原告が同一性を主張する点(前記(2) ①,②,③及び⑤)は著作権法上の保護の及ばないアイデアに対する主張であるから、原告の同一性に関する上記主張はそもそも理由がない。

また,前記(2)④の点においては,有形的に再製しているものの,依拠の点においては認められないため,被告らは,被告作品を制作することにより原告の同一性保持権を侵害したと認められない。

(4) 争点 4 (無断転載のツイートに係る(公衆送信権)及び著作者人格権(公表権)侵害の成否)

前提事実及び証拠によれば、自らのツイッターにおいて、コメントとともに本件警告書の画像を添付し公開した被告の行為は、本件警告書について、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信をするものであり(著作権法2条1項7号の2)、未公表の本件訴訟を公衆に提示(同法4条)するものであるから、本件警告書に係る原告の著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(公表権)侵害を構成する。

(5) 争点5 (時事報道の(被告の) 抗弁)

著作権法 41 条は、「時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成・・・(す) る著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、・・・利用することができる。」 と規定するところ、被告は、本件警告書の公表は「時事の事件を報道する場合」に 当たると主張する。 しかし、本件ツイートには、「私の作品を盗作扱いした挙句、法的措置まで言ってくるとは!!小僧ごときが生意気な!!」と記載されており、その趣旨は、紛争状態にある本件警告書の内容を社会的意義のある時事の事件として客観的かつ正確に伝えようとするものではあると解することはできない。したがって、本件警告書の公表は、「時事の事件を報道する場合」に該当せず、著作権法 41 条は適用されない。

(6) 結論

以上によれば、原告の請求のうち、[3]被告に対する損害賠償請求は、損害賠償金55万円及びこれに対する令和4年1月15日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金を支払うよう求める限度で理由があり、その限度で認容し、その余は理由がないからこれを却下することとし、主文のとおり判決する。

令和4年11月4日 日本大学神田三崎町地方裁判所民事第88部

裁判長裁判官	三	宅	実	緒	里
裁判官	土	井	龍	太	郎
裁判官	市	Ш	真	理	子

<判決文要旨>

主

- 7. 被告は、別紙「被告ツイッター画像目録」記載の画像を公衆送信してはならない。
- 8. 被告は、前項記載の画像データを記録した記録媒体から、当該データを削除せよ。
- 9. 被告は、原告に対し、金55万円及び令和4年1月15日から支払済みまで年3 分の割合による金員を支払え。
- 10. 原告のその余の請求を棄却する。
- 11. 訴訟費用はこれを4分し、その3を原告の負担とし、その1を被告の負担とする。
- 12. この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。 それでは、次に、判決の理由を述べます。

理 由

・本件の争点

- (1) 原告作品の著作物性の有無(争点1)
- (2) 著作権(複製権又は翻案権)の侵害の有無(争点2)
- (3) 著作者人格権(同一性保持権及び氏名表示権)の侵害の有無(争点3)
- (4) 無断転載のツイート行為に係る著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(公 表権)侵害の成否(争点 4)
- (5) 時事報道の(被告の)抗弁(争点5)

・当裁判所の判断

争点(1)について(原告作品の著作物性の有無)

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術 又は音楽の範囲に属するもの」をいうから(同法2条1項1号)、ある表現物が著作 物として同法上の保護を受けるためには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」 でなければならない。

該当作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象となる一方、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創作性がないものについては、著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならないものと解される。

また、当該作品等が創作的に表現されたものであるというためには、作成者の何らかの個性が表現として表れていることを要し、表現が平凡かつありふれたものである場合には、作成者の個性が表現されたものとはいえず、創作的な表現ということはできない。

原告作品は、その外見が一般的にアパレル業界で使用されるトルソーに酷似した ものであり、その点だけに着目すれば、ありふれた表現である。そこで、左胸下部 に穴を開け、ライトを付けるなどしたことにより、原告作品に創作性が認められる かが問題となる。

原告作品のうち既製品のトルソーと異なる外観に着目すると、次のとおりである。 第1に、トルソーの全面が肌色の布地によって覆われている。

第2に、トルソーの内部に赤い塗装されたアルミホイルが張られている。

第3に、トルソーの左胸下部に約17センチの穴がくりぬかれている。

第4に、その穴の中に紫色のライトを取り付け点灯させている。

第5に、トルソーの断面に針金を使用したオブジェが装飾されている。

そこで検討すると、第1の点は、トルソーを人間の肉体に見立て、有機物性や人間性を表現するというアイデアを表現する方法には広い選択の幅があるとはいえないから、トルソーに肌色の布地を張り付けるという表現だけを見れば、そこに創作

性があるとはいい難い。

第 2 の点は、トルソー内部に取り付けられているライトを効果的に見せるため、さらに、肉体内部を表すというアイデアをアルミホイルを赤く塗るという方法を用いて表現したものである。ライトを効果的に見せるためにアルミホイルを内部に用いることは容易に考えることができる。また、肉体内部を表現するのに、内部を赤く塗るという表現方法はありふれていると解される。また、ライトの色と相まって目立つ部分ではなく、鑑賞者にとっても注意をひかれる部位とは言い難い。

第3の点は、「生命」というテーマを表現するにおいて、心臓がある左胸下部をくりぬくという表現方法はありふれていると解されるため、原告作品の創作性が現れているとはいえない。

第4の点は、「命の煌めきというものを考えたとき、寒色と暖色のイメージが湧き、 それらが合わさった色を表したい」という原告のアイデアを、紫色のライトを用い て表現したものである。単に左胸のくり抜かれた部分に寒色と暖色の2つのライト を用いるのではなく、命の煌めきという原告作品のテーマと合わせて人間の肉体内 部の複雑性を表現するために寒色と暖色が合わさった紫色を選択したところに、原 告の個性が発揮されているというべきである。

第5の点は、身体等を傷つけることや威嚇する様を表現する方法に広い選択の幅 があるため、針金を用いることは原告の個性が発揮されているとは言える。

したがって、第4、5の点から原告作品の著作物性が認められる。

2 争点(2)について(著作権(複製権又は翻案権)の侵害の有無)

原告作品と被告作品の**共通点**は次のとおり(以下「共通点①」などという。)である。

- 「1]トルソーの前面が肌色の布地で覆われている。
- 「2] トルソーの内部にアルミホイルが貼られている。
- 「3〕トルソーの左胸下部に約17センチの穴がくり抜かれている。

- 「4〕その穴の中にライトを取り付け点灯させている。
- 「5] トルソーの断面にオブジェが装飾されている。

相違点

- [1] 穴に取り付けられたライトの色は、原告作品は紫色であるが、被告作品は橙(だいだい) 色である。
- [2]トルソーの断面を装飾するために用いられた素材は、原告作品が針金であるが、被告作品は植物(加工花)である。

検討

原告は、複製権又は翻案権の侵害を主張している。

著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを有形的に再製すること(著作権法2条1項15号)をいい、著作物の翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。

依拠については後に検討することとし、ここではそれ以外の要件について検討する。

共通点は全て、原告作品のうち表現上の創作性のない部分に関係する。一方、相 違点はどちらも、原告作品のうち表現上の創作性のある部分と重なる。

原告作品も被告作品も、共通点(共通点①、②、③、④)の全ては、人間の身体と生命を表すものとしてはありふれた表現である。しかし、相違点はいずれも創作性がある表現であり、それ自体に著作物性があるとは認められる(相違点①、②)。

共通する全ての部分に基づく表現上の本質的な特徴の同一性を維持しているが、 共通点自体に創作性が認められないため、有形的に再製しているとは言えない。ライトの色、オブジェのモチーフ(相違点①、②)の選択に創作性を認めることがで き、被告作品が、原告作品と別の著作物ということができる。しかし、被告作品は、 上記相違点①から②について変更を加えながらも、後記(2)のとおり原告作品に 依拠しておらず、原告作品における表現上の本質的な特徴を直接感得することがで きないから、原告作品を翻案したとは認められない。

依拠について

原告は、令和3年11月に、被告が開催する本件美術展の告知ポスターにより、 被告作品が展示されることを知り、被告に対し、令和3年12月2日に本件警告書 を送付した。それにより、令和3年12月6日に被告を含めた話し合いが行われ、 同年12月9日に本件警告書が本件ツイートに無断転載、公開されたと供述する。 このことから、被告は遅くとも令和3年12月6日には、原告の抗議を認識したと 認められる。しかし、被告が、原告の抗議を把握したうえで制作及び展示を継続し たのは、原告作品を模倣していないとの認識があったからであり、被告が被告作品 を制作した時期と原告作品に接した前後関係が明確ではない。そのため、被告作品 が制作及び展示するにあたって、原告作品を依拠したと断定することはできない。 なお、原告側証人沢村は、原告作品が展示された、令和元年12月に開催された アートイベント「おおさかキャンバス2019」の会場において、被告本人を目撃 した旨の証言をしているが、来場記録、招待リスト等の被告の来場を示す客観的資 料は何も示されておらず、被告が原告作品に接していた事実の証拠としては採用で きない。また、原告は、令和2年12月に出版された雑誌に原告作品が紙面に紹介、 掲載され、さらに本件雑誌に被告側証人のインタビュー記事が掲載されていること などから、被告は、本件雑誌に接することで原告作品を認識したというべきである と供述する。しかし、インタビュー記事に応じたのは被告側証人であり被告ではな い。また、本件雑誌が美術界において著名な雑誌であっても、被告が原告作品の掲 載された紙面を認識したと言い切るには足りない。

以上の事情を総合すると、被告が被告の作品を制作するに当たり原告作品に依拠したと認めることはできない。

3 争点(3)について(著作者人格権(氏名表示権及び同一性保持権)の侵害の 有無)

(1) 氏名表示権侵害について

被告らによる、複製権侵害及び翻案権侵害は認められないため、原告の氏名を表示することなく、原告作品の複製物である被告作品を本件美術展に展示したことは、原告の氏名表示権を侵害したと認められない。

(2) 同一性保持権侵害について

依拠性で判示したところによれば、原告が同一性を主張する点(①、②、③及び⑤)は著作権法上の保護の及ばないアイデアに対する主張であるから、原告の同一性に関する上記主張はそもそも理由がない。また、前記(2)共通点④の点においては、有形的に再製しているものの、依拠の点においては認められないため、被告らは、被告作品を制作することにより原告の同一性保持権を侵害したと認められない。

4 争点(4)について(無断転載のツイート行為に係る著作権(公衆送信権)及び 著作者人格権(公表権)侵害の成否)

前提事実及び証拠によれば、自らのツイッターにおいて、コメントとともに本件警告書の画像を添付し公開した被告の行為は、本件警告書について、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信をするものであり(著作権法2条1項7号の2)、未公表の本件警告書を公衆に提示(同法4条)するものであるから、本件警告書に係る原告の著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(公表権)侵害を構成する。

5 争点(5)について(時事報道の(被告の)抗弁)

著作権法 41 条は、「時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成・・・(す) る著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、・・・利用することができる。」 と規定するところ、被告は、本件警告書の公表は「時事の事件を報道する場合」に 当たると主張する。

しかし、本件ツイートは前提証拠事実の通り、警告書が送付されたことによる遺憾の意、あるいは、警告書の内容の不当性を訴える内容であった。紛争状態にある本件警告書の内容を社会的意義のある時事の事件として客観的かつ正確に伝えようとするものではあると解することはできない。したがって、本件警告書の公表は、「時事の事件を報道する場合」に該当せず、著作権法 41 条は適用されない。

以上によれば、原告の請求のうち、[3]被告に対する損害賠償請求は、公衆送信権及び公表権侵害についての損害賠償金55万円及びこれに対する令和4年1月15日から支払済みまで年3年分の割合による遅延損害金を支払うよう求める限度で理由があり、その限度で認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

令和 4 年 11 月 4 日

日本大学 神田三崎町地方裁判所民事第88部

裁判長裁判官 三 宅 実緒里

裁判官 土 井 龍 太郎

裁判官 市 川 真 理 子